

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年1月25日付けの通知書で行った法24条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

処分庁は、請求人が他親族からの援助を受けられるというが、援助は実際には一時的で、請求人は母から十分な金銭を渡されることはなく、また、食事も不足しており、扶養の程度は保護の基準には満たないものであるから、本件処分は、根拠が足りず、また法の理念に反する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年5月22日	諮問
平成29年8月14日	審議（第12回第1部会）
平成29年9月15日	審議（第13回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、同条2項は、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

なお、民法877条1項は、直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務があると定めている。

(2) 法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないと規定し、同条4項は、3項の書面には、決定の理由を付さなければ

ばならないとする。また、同条5項は、3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない、ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができるとし、同条6項は保護の実施機関は、5項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に3項の通知をしなかったときは、同項の書面にその理由を明示しなければならないと規定する。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 処分庁は、本件申請を受けて、請求人に係る保護の要否を判断するに当たり、請求人宅の近隣に民法上の請求人の扶養義務者に当たる母が居住していることから、平成29年1月23日、その居宅を訪問して、扶養に関する調査を行ったことが認められる。その際、母から聴取したところによれば、母は請求人に対する扶養の意思も能力もあり、現に請求人に対する扶養を行っており、今後も扶養を継続していくことが可能であるとの説明があつたものである。

(2) 母からの上記説明の詳細は、扶養届等に記載されているとおりであると認められ、それらによると、

① 請求人宅は母の居宅から至近のところにあり、必要に応じ、お互いに行き来をしており、また、電話やメールにより随時連絡を取り合っていること。

② 請求人は、母名義の不動産に居住しており、また、家賃相当額・光熱水費は母が負担していること。

③ 食事は毎日母が提供していること。

④ 衣類に係る費用は母が負担していること。

⑤ 請求人に係る国民健康保険料や携帯電話使用料は母が全額負担していること。

- ⑥ 請求人の学生時代の奨学金の返済を母が行っていること。
- ⑦ 母が請求人に渡している金銭は、月10,000円であること。
- ⑧ 母は〇〇会社の代表者で、一定の収入も資産もあること。
- ⑨ 母は現に行っている請求人の扶養を、今後も継続する意思があり、請求人に係る生活保護法適用の必要を認めず、望んでもいないこと。

が明らかであった。

(3) 以上のことからすると、母が行う扶養により、今後とも、請求人においては、最低限度を下回ることはない生活が十分維持できるものと考えられ、請求人の要保護性は否定されるべきであることから、処分庁は、本件申請に対して、「他親族からの援助を受けられるため」との理由を付してこれを却下したものであると認められる。そうとすると、本件処分は、法の規定に則ったものであるから、違法な点を認めることはできず、また不当な処分と言うこともできない。

(4) なお、扶養届等のうち、平成29年2月27日に母から処分庁に提出された文書は、本件審査請求提起後に作成された文書である。しかし、これは、処分庁が本件処分前に、母からの扶養に係る聴き取り調査を行った際に收受した本件扶養届が、予め印刷された項目に簡単な書き込みを行う様式のものであったため、それ以外の聴取内容も含めて、これを補充するべく、母から改めて提出されたものと認められる。

よって、このことについて違法な点を認めることはできず、また、不当な処分ということもできない。

3 請求人は、親族からの援助は一時的である、母から十分な金銭を渡されることはなく、食事に不足することもあり、最低限度の生活をするに足る扶養ではない、などと主張する（第3）。

しかしながら、母が請求人に対し、金銭の給付の形で援助をすることをなるべく避けているように見えるのは、過去にそのような方法では、請求人のアルコール依存症からの脱却・自立に結びつかなかったという認識を母が持っていることが理由であると推察される。食事については、母が在宅している際に食事の提供を拒まれるなどの事実があったわけではなく、扶養届等の内容からして、母が請求人の食糧不足を顧みないということがあっても窺われない。したがって、これらの点について、本件処分を行う前に処分庁がさらに調査をすべきであったとまでは言えないものである。

そして、母による請求人に対する実際の扶養は、主として衣・食・住の現物支給により、請求人の生活を支える方法で行われているものと認められる。このような実態は、請求人の希望には必ずしもそぐわないものであって、この点で請求人と母の間には、葛藤が存在することを推し量ることができるとしても、この問題を解消することが、処分庁のなすべき役割であるとは言えないものである。保護の実施機関としては、まずは請求人に要保護性があるかどうかの判断を行うことが第一の職責であるところ、上記認定したところからすると、母において、請求人に対する扶養の意思又は能力を欠くものであるとすることはできず、またその他扶養を不可能とする特段の事情も認められないから、扶養義務を負う親族による扶養を保護に優先すべきであるとの原則からして、請求人について、法による保護の必要性を認めなかった処分庁の判断は是認できるものである。したがって、請求人の主張を理由があるものとは認めることはできない。

なお、本件申請において請求人は、通院しながら、アルバイト収入等で経済的に自立したいがその範囲での親族の援助が受

けられないためとしており、その趣旨は必ずしも明確ではないが、母からの全面的援助でなく、アルバイト等で自活しつつなお自立に不足する分を扶助費で賄うため法による保護を受けたいと希望しているようにも見える。

しかし、請求人が扶養義務者である母による扶養を拒否する正当の理由があるとは認められず、上記のとおり、母による扶養が不十分であるとも窺われないことから、法4条2項の規定するところを踏まえれば、処分庁が、請求人のかかる希望を容れずに本件処分を行ったことを、違法又は不当とすることができないことは明らかである。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹